

3. 貸借対照表の注記

(1) 担保に供されている資産

担保に供している資産

なし

担保に係る債務

なし

(2) 保証債務等

生活協同組合連合会コープネット事業連合の日本生活協同組合連合会への仕入債務に係る連帯保証債務は 789,126 千円です。

(3) 事業連合に対する債権・債務

未収金	16,875 千円
立替金	1,904 千円
短期貸付金	10,000 千円
長期貸付金	25,000 千円

4. 損益計算書の注記

(1) 事業連合との取引高

仕入高	7,722,370 千円
分担費	131,069 千円
事業広報費	152,951 千円
委託料	78,599 千円
消耗品費	40,833 千円
その他	21,186 千円

(2) 特別損益

固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

建物	221 千円
器具備品	1,402 千円
その他	1,886 千円

(3) 法人税等

法人税等には、法人税、住民税および事業税を計上しています。

(4) 教育事業等繰越金

当期首繰越剰余金には、前事業年度の剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金 10,000 千円が含まれています。

5. 退職給付に関する注記（簡便法）

(1) 退職給付債務の計上

職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

(2) 採用している退職給付制度

正規職員の退職の退職給付に備えるため、退職一時金制度を採用するとともに、日生協企業年金基金に加入しています。

(3) 退職給付債務に関する事項 (2014 年 3 月 20 日現在)

退職給付債務	548,605 千円
会計基準変更時差異の未処理額	7,208 千円

(4) 退職給付費用に関する事項 (自 2013 年 3 月 21 日至 2014 年 3 月 20 日)

当期発生費用処理額	48,774 千円
会計基準時変更時差異の費用処理額	3,604 千円
他生協等への出向者の退職負担金	4,090 千円

(5) 会計基準時変更時差異の処理年数

会計基準変更時差異の処理年数	15 年 (定額法)
----------------	--------------

(6) 日生協企業年金基金第 1 制度について

職員については厚生年金基金から移行した日生協企業年金基金第 1 制度に加入しています。

当年度の日生協企業年金基金第 1 制度への掛金拠出額は 10,232 千円です。

なお、日生協企業年金基金第 1 制度の積立状況及び当組合の掛金拠出割合は下記のとおりです。

制度全体の積立状況に関する事項

年金資産の額	35,099,647 千円 (2014 年 3 月 20 日)
年金財政計算上の給付債務の額	29,059,349 千円 (2013 年 3 月末日)
差引額	6,040,298 千円
制度全体に占める当組合の掛金拠出割合	0.44% (2014 年 3 月現在)

補足説明

給付債務の額は 2013 年 3 月末日時点、年金時価資産額は 2014 年 3 月 20 日時点に表示しているため 1 年のずれがあります。この差引額は、6,040 百万円となっていますが、給付債務の額は 1 年分が追加されるため、差引額は減少します。

2013 年 3 月末日時点の繰越剰余金は、4,002 百万円で過去勤務債務残高はありません。

6 . 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産負債発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動資産)

賞与引当金	9,141 千円
ポイント引当金	8,998 千円
未払事業税	2,911 千円
未払保険料	1,450 千円
その他	<u>3,360 千円</u>
合計	25,862 千円

繰延税金資産（固定資産）	
退職給付引当金	149,960 千円
減価償却超過額	17,167 千円
減損損失	9,165 千円
資産除去債務	5,186 千円
その他	<u>9,966 千円</u>
小計	191,447 千円
評価性引当額	<u>36,034 千円</u>
合計	155,413 千円
繰延税金負債（固定負債）	
建物（資産除去債務相当）	<u>1,256 千円</u>
合計	<u>1,256 千円</u>
繰延税金資産（固定資産）の純額	154,157 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。

(3) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(2014 年法律第 10 号)が 2014 年 3 月 31 日に公布され、2014 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、2015 年 3 月 21 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の 29.40%から 27.61%となります。これによる影響は、軽微です。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

必要な資金は、主に事業活動によるキャッシュ・フローおよび組合員出資金で調達しています。資金運用については一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産（定期預金等）で運用しています。なお、投機的な取引は、生協法施行規則第 198 条に基づき行っていません。

金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

供給未収金に係る組合員の信用リスクは、組合員ごとの未収金管理を行い、リスクの低減を図っています。

関係団体等出資金については、定期的に発行団体の財務状況を把握しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2014年3月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額があるものは次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難なものは表示していません。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預金	2,719,911	2,719,911	-
供給未収金	940,998		
貸倒引当金*1	22,424		
	918,574	918,574	-
事業連合買掛金	893,403	893,403	-

*1 供給未収金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金預金・供給未収金・事業連合買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 関係団体等出資金(帳簿価額30,321千円)・事業連合出資金(帳簿価額329,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価による表示を行っていません。

(注3) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

科目	1年以内	1年超5年以内	5年超	計
現金預金	2,719,911	-	-	2,719,911
供給未収金	940,998	-	-	940,998

8. 賃貸等不動産に関する注記

当生協では、賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用に関して、対象物件は重要性に乏しいため、開示を行いません。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

宅配センター等の施設の一部は、不動産賃貸借契約および事業用定期借地権契約を締結しており、賃貸借期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は2.0%(20年以上30年未満)と2.5%(30年以上)を採用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高は、次のとおりであります。

期首残高	18,270千円
時の経過による調整額	456千円
期末残高	18,727千円

(4) 資産除去債務の明細表

当事業年度における資産除去債務の金額が、当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しています。

10 . 関連当事者との取引に関する注記

(1) 事業連合

これに該当する取引はありません。

(2) 連合会の子会社および会員生協

これに該当する取引はありません。

(3) 子会社等

これに該当する取引はありません。

(4) 役員およびその近親者

これに該当する取引はありません。